

# 金融商品仲介業における勧誘方針

2022年4月14日制定

## 基本方針

弊社は、「金融サービスの提供に関する法律」第9条に基づき、金融商品仲介業における「勧誘方針」を定め、これを遵守いたします。

金融商品への投資は、お客様御自身の判断と責任に基づきその指示により行われるものです。弊社は、法令・規則などを遵守し、お客さまが自己責任に基づいて安心してお取引いただけるよう、所属金融商品取引業者である株式会社SBI証券（以下、「所属金融商品取引業者」という。）の支援に基づき適切な情報提供と助言に努めてまいります。

## 適正な勧誘

1. 弊社は、従業員による訪問勧誘は行わず、弊社金融商品仲介サービスのホームページ、カード利用明細書の封入物、ダイレクトメール、その他の広告などを主な媒体として、お客さまに金融商品を勧誘いたします。従いまして、お客様のご迷惑となる方法や時間帯に勧誘はいたしません。
2. 弊社は、上記の主な媒体を通じ、お客さまに金融商品の勧誘を行うにあたっては、所属金融商品取引業者の指導の下、お客さまの知識、経験、目的および財産の状況などに適合した商品をラインナップするよう努めます。
3. 弊社は、金融商品の案内等において、商品内容、リスク内容及び取引に係る費用等について、誤解のないよう適切な説明・表示に努めるとともに、お客様がご自身の判断と責任において適切な投資判断を行えるよう適正な情報提供に努めます。

## 勧誘の適正の確保

1. 弊社は、適正な情報や円滑なサービスをご提供できるように情報収集と役職員の自己研鑽に努め、お客様が満足できるサービスを提供すべく、お客様のサポートに努めます。
2. 弊社は、役職員に対して必要に応じた社内研修を行い、金融商品取引法その他の関係法令・諸規則並びに商品知識の習得等の研鑽に努めます。
3. 弊社は、常にお客様の信頼の確保を第一義とし、金融商品取引法その他関係法令・諸規則等の遵守・徹底を確保するための社内体制の整備・強化に努めます。
4. 弊社は、所属金融商品取引業者とともに、お客さまからのお取引などについてのご意見を承る姿勢の保持に努めます。